

## ■電気事業におけるクーリング・オフの申出時期とその対応方法(案)

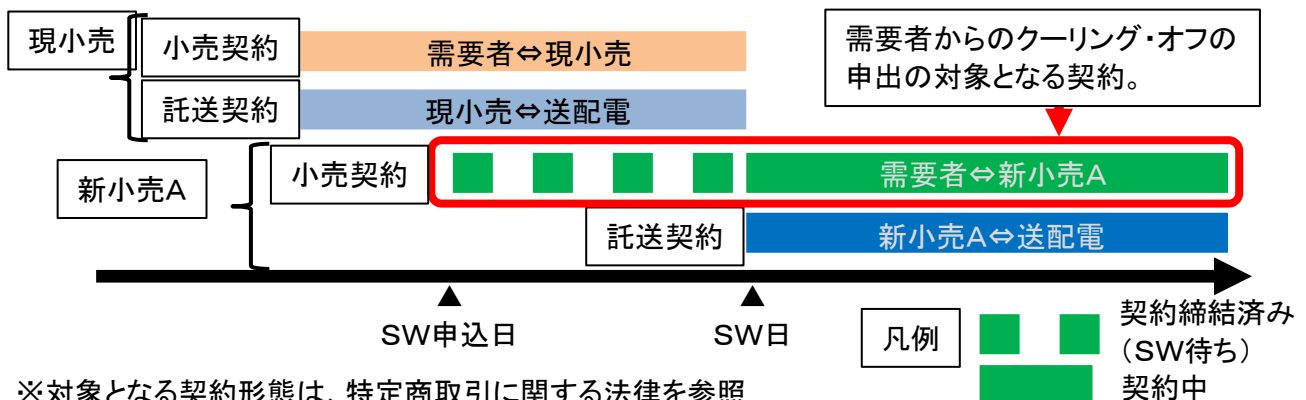
### 1. 用語の定義

本資料にて使用する用語について定義する。

用語	定義
需要者	小売供給の契約者。クーリング・オフの申出を行う者を指す。
現小売電気事業者(現小売)	当初需要者に対し電気を供給する小売を指す。
新小売電気事業者A(新小売A)	現小売からスイッチングにて需要者を獲得する小売を指す。今回クーリング・オフの申出を受ける事業者となる。
新小売電気事業者B(新小売B)	新小売Aが供給開始後にクーリング・オフの申出を受けた場合、需要者から再点申込みを受ける小売を指す。
一般送配電事業者(送配電)	需要場所に託送供給を行う送配電を指す。
スイッチング申込日(SW申込日)	需要者が新小売Aにスイッチングの申込みを行った日を指す。
マッチング日	現小売と新小売Aからスイッチング廃止申込/開始申込が送配電側に整った日を指す。
スイッチング日(SW日)	現小売から新小売Aに供給契約が切り替わる日(供給開始日)を指す。特段注記の無い場合、本資料では標準処理期間経過後初回の検針日をスイッチング日とする。
クーリング・オフ書面発出日(CO発出日)	需要者が新小売Aに対し、クーリング・オフを申し出る書面を発出した日を指す。
クーリング・オフ書面受領日(CO受領日)	新小売Aがクーリング・オフを申し出る書面を受領した日を指す。
廃止申込日	新小売Aがクーリング・オフの申出を受け、廃止申込を行う日を指す。
廃止日	送配電が新小売Aから廃止申込を受け、当該供給地点の廃止措置を行う日を指す。(接続供給廃止年月日)
再点申込日	新小売Bが需要者から再点申込を受け、再点申込を行う日を指す。
再点日	送配電が新小売Bから再点申込を受け、当該供給地点の託送供給を開始する日を指す。(接続供給開始年月日)

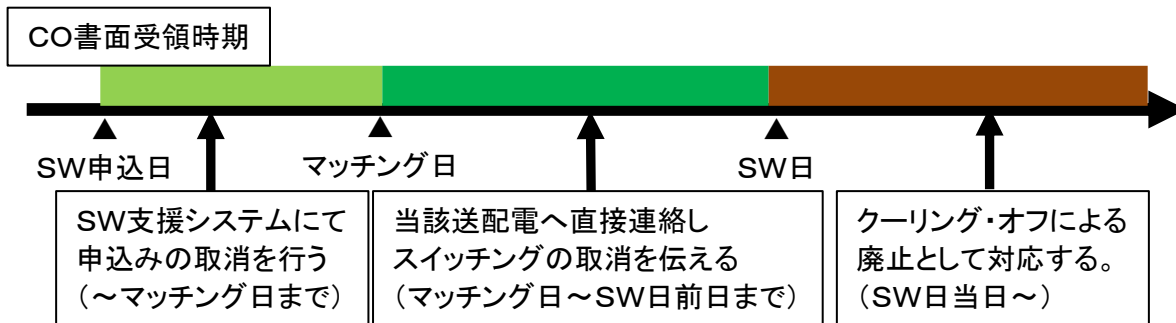
### 2. クーリング・オフの対象となる契約※

本資料では、需要者と新たに契約を結ぼうとする新小売Aとの契約が対象となる。



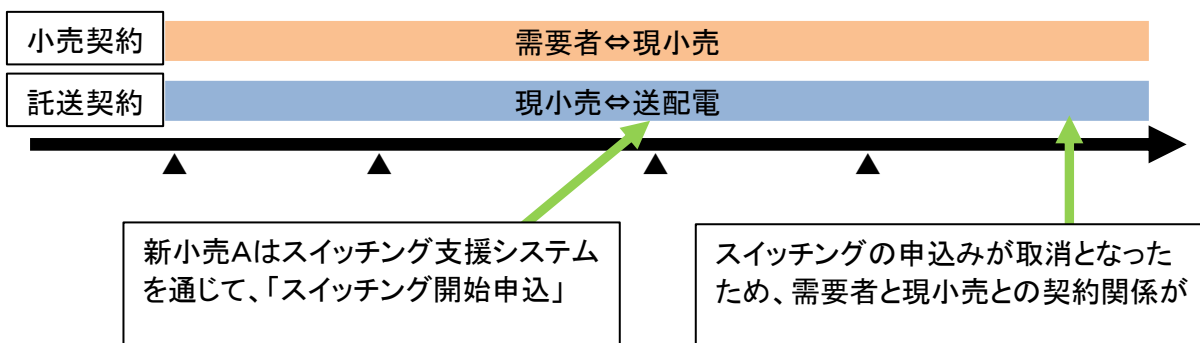
### 3. 需要者のクーリング・オフ申出時期による対応方法の考え方(スイッチングの場合)

新小売Aがクーリング・オフの申出の書面を受領した時期により、対応方法が異なる。「マッチング日」「スイッチング日」を境に対応方法が異なり、その概要を下図に示す。



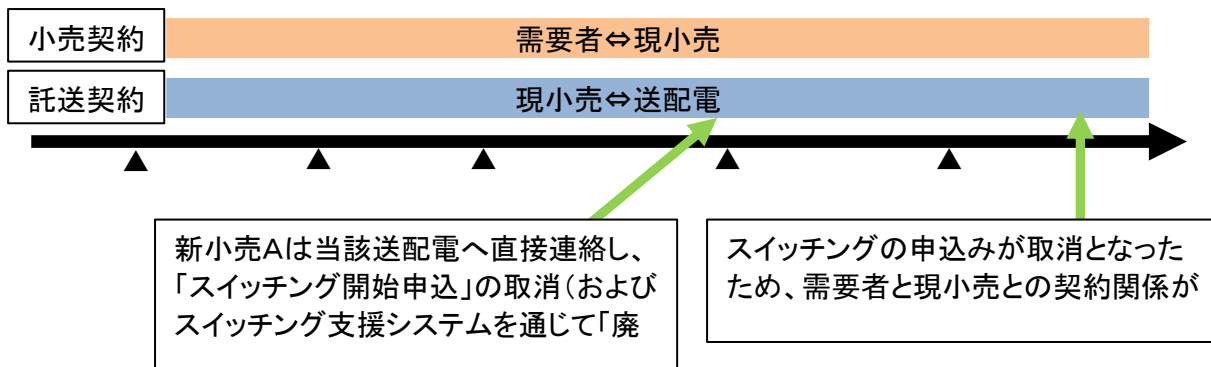
#### 3. 1 マッチング日以前に新小売Aがクーリング・オフ書面を受領(ケース1)

新小売Aはクーリング・オフの申出を受けたが、申込を行ったスイッチングに対しマッチングが未了のため、通常のスイッチングの取消(廃止取次を行っている場合は廃止取次の取消を含む)を行うこととなる。スイッチングの取消となるため、現小売と送配電との託送契約は解除されない(マッチングの不成立のため)。小売契約についても、併せて廃止取次を取消するため、需要者と現小売の契約が継続される。



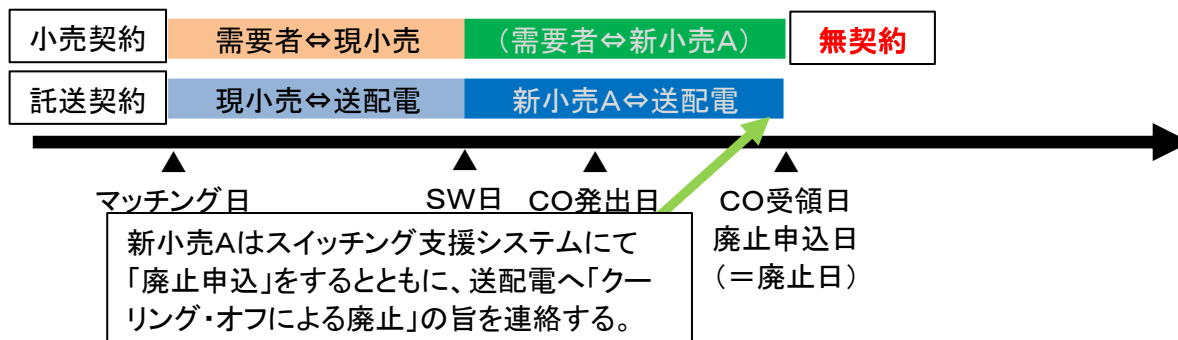
#### 3. 2 マッチング日～SW日前日までに新小売Aがクーリング・オフの書面を受領(ケース2)

新小売Aはクーリング・オフの申出を受けたが、小売供給開始前であるため、スイッチングの取消(廃止取次を行っている場合は、廃止取次の取消を含む)を行うこととなる。但し、マッチング済のためスイッチング支援システムにてスイッチングの取消を行うことはできず、当該送配電へ直接連絡しスイッチングの取消の旨を伝える。スイッチングの取消となるため、現小売と送配電との託送契約は解除されない(スイッチングの取消に伴うマッチングの不成立のため)。小売契約についても、併せて廃止取次を取消するため、需要者と現小売の契約が継続される。



### 3.3 SW日当日以降に新小売Aがクーリング・オフの書面を受領(ケース3)

新小売Aはスイッチング日当日以降(小売供給開始後)にクーリング・オフの申出を受けたため、「クーリング・オフによる廃止」にて対応する。SW日からCO受領日の間存在した需要者⇄新小売Aの小売供給契約は「なかったこと」になるため、新小売Aは当該期間の電気料金を需要者に請求することはできない。他方、託送契約に基づき当該期間電気を送った実態があるため、新小売Aは送配電との託送契約解除までの期間について、託送料金を負担する。需要者⇄現小売の契約は、SW日を境に消滅しているため、ケース1、2と異なり、需要者は現小売との契約には戻らず、無契約の状態となる。



### 3.4 クーリング・オフ対応完了後の需要者の契約状態について(まとめ)

ケース1、ケース2において、契約申込の撤回がなされた時点ではスイッチングが完了していない(現小売との契約が廃止されていない)ため、結果として現小売との契約が継続する。一方ケース3では、スイッチングが完了しているため、現小売との契約は廃止されている。この場合、新小売Aとの契約申込を撤回するため、需要者は無契約状態となる。

	ケース1	ケース2	ケース3
クーリング・オフ後の需要者の小売契約先	現小売	現小売	無契約

## 4. クーリング・オフによる廃止について

ケース3のみ「無契約による供給遮断」が即時行われないようにするため、特殊な運用を要する。その運用方法を整理する。※本資料における運用方法は【案】であり、決定事項ではありません。

### ■廃止申込が先行し、後日需要者により再点申込がなされる場合

- a) 新小売Aにスイッチング後、需要者よりクーリング・オフの申出を受け廃止申込を行う。この際、廃止申込により需要者は「無契約」の状態となるが、送配電により即時供給遮断が行われないよう、以下の対応を取る。
- ①SW支援システムにて「(システム上入力可能な)10日後の日付を廃止日とした事業者申出」として廃止申込(送配電との行違いによる即時遮断防止)
  - ②新小売Aから送配電事業者へクーリング・オフの廃止である旨を速やかに(遅くとも翌営業日中までには)電話連絡
- b) 送配電は、新小売Aからの連絡を受け、需要者に対し電力の小売営業に関する指針に基づいた下記対応を適切に行う。
- ①無契約状態となる需要者に対し、供給停止を行う5日程度前までに供給停止日を明示して、小売電気事業者と小売供給契約を締結しない場合には無契約状態を理由とする供給停止になる旨を予告通知
  - ②供給停止の予告通知の際に、最終保障供給(経過措置期間中の低圧部門への供給は、特定小売供給)を申し込む方法があることを説明

- c) 新小売Bは、需要者からの申出に応じて再点申込を行う。
- ①新小売Bは、送配電で廃止日を訂正済みの場合(廃止日が再点日より未来日ではない場合)、需要者から聞き取った使用開始日(廃止日と同日)で再点申込みを行う。
  - ②新小売Bは、送配電で廃止日を訂正未済みの場合(廃止日が再点日より未来日の場合)、システム上「異動並び順エラー」となるため、送配電へアンマッチ解消を電話連絡にて依頼する。□
- d) 送配電はc) ②の場合で、新小売Bよりアンマッチ解消の依頼を受けた場合、廃止日を訂正し、新小売Bへ改めて再点申込みを行うよう電話連絡にて依頼する。
- e) 本運用を行うとした場合、以下の問題が考えられる。
- ①新小売Aは廃止申込日＝廃止日とならず、託送料金の負担期間が必要以上にならないか。
  - ②廃止申込日と再点申込日にズレが生じた期間の小売・託送契約の考え方について。

①について。

新小売Aがクーリング・オフの申出を受け、廃止申込を行った時点で託送契約の廃止がなされ、過度な負担を強いられないことが望ましい。

他方、需要者保護の観点から、事業者申出の廃止申込とし、予期せぬ遮断措置が取られないよう対応してはどうかと案を提示したところ。

本運用を行うならば、新小売Aがスイッチング支援システムにてクーリング・オフによる廃止申込を行った日を「みなし廃止日」として、託送契約の廃止日としてはどうか。

②について。

新小売Bは、クーリング・オフによる廃止申込がなされた日に需要者から再点依頼を受けるとは限らないため、廃止申込日と再点申込日にズレが生じ、廃止日と再点日が一致しない可能性がある。この点、電力の小売営業に関する指針においては、無契約状態が生じないようにすることが望まれており、同一供給地点において同一需要者が継続して電気を使用していることが明らかであるクーリング・オフについては、廃止日と再点日が一致することが前提となる。

したがって、再点日を廃止日と同一日とするよう新小売Bが需要者と協議を行うことを原則とし、クーリング・オフにより廃止となった供給地点において、廃止日まで遡及しない再点申込がなされた場合には、送配電から新小売Bに対して新小売Aの廃止日を電話連絡のうえ、廃止日を再点日とした遡及再点を依頼することとしてはどうか。

